高等学校等修学給付金の対象世帯の臨時的拡大

1 制度概要

高校生のいる世帯に対し、教育費(授業料以外)の負担軽減を図るために給付金(5万円)を支給する武蔵野市独自の制度。東京都奨学給付金の対象である生活保護受給世帯、市民税・都民税所得割額の非課税世帯を除いた一定所得以下の世帯(年収が4人家族の場合で約270万円~500万円程度の世帯)を対象としている。

2 対象世帯の臨時的拡大

通常、前年の収入に基づいて算定された市民税・都民税の所得割額で審査を行っているが、 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合(失業・休職・収入減など)に ついては、直近の収入状況を踏まえた審査を行う。

※審査については、令和2年3月以降の最低2カ月分の収入を証明する書類と令和2年2 月以前の1カ月分の収入を証明する書類の提出を受けて行う。

3 申請期間

令和2年7月1日から令和2年9月15日まで ※高校生のいる世帯にハガキを郵送して案内する。